

千葉市少年自然の家の管理に関する基本協定書に係る変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）と千葉YMCA・伊藤忠UCグループ（以下「乙」という。）との間で令和2年1月29日付けで甲乙間で締結した千葉市少年自然の家の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）について、次のとおり変更協定を締結する。

1 変更事項

原協定	変更後
<p>第1条～34条（略） （維持管理の実施）</p> <p>第35条（略） 2～4（略）</p> <p>5 前項の場合において、甲及び乙は、個別修繕の内容、実施主体、費用の負担、当該修繕が資本的支出となる場合の資産計上の考え等について協議を行うものとし、別途個別修繕協定を締結した上で、甲又は乙が当該個別修繕を行うものとする。</p> <p>6 前2項の規定にかかわらず、個別修繕に係る費用の額が1件につき100万円以内である場合は、乙は、第2項の通知をした後に自ら当該個別修繕を実施するものとする。ただし、甲が通知を受けたときに反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>7～8（略）</p> <p>第35条～77条（略）</p> <p>別記第1～5（略）</p> <p>様式第1号～6号（略）</p> <p>様式第8号</p> <p>このことについて、千葉市少年自然の家の管理に関する基本協定書第35条第3項の規定により、下記のとおり提出します。</p> <p>様式第9号</p> <p>このことについて、千葉市少年自然の家の管理に関する基本協定書第35条第6項の規定により、下記のとおり報告します。</p>	<p>第1条～34条（略） （維持管理の実施）</p> <p>第35条（略） 2～4（略）</p> <p>5 前項の場合において、甲及び乙は、個別修繕の内容、実施主体、費用の負担、当該修繕が資本的支出となる場合の資産計上の考え等について協議を行うものとし、その結果に基づき、甲又は乙が当該個別修繕を行うものとする。</p> <p>6 前2項の規定にかかわらず、個別修繕に係る費用の額が1件につき100万円以内である場合は、乙は、第3項の通知をした後に自ら当該個別修繕を実施するものとする。ただし、甲が通知を受けたときに反対の意思を表示したときは、この限りでない。</p> <p>7～8（略）</p> <p>第35条～77条（略）</p> <p>別記第1～5（略）</p> <p>様式第1号～6号（略）</p> <p>様式第8号</p> <p>このことについて、千葉市少年自然の家の管理に関する基本協定書第35条第4項の規定により、下記のとおり提出します。</p> <p>様式第9号</p> <p>このことについて、千葉市少年自然の家の管理に関する基本協定書第35条第7項の規定により、下記のとおり報告します。</p>

2 変更理由

基本協定書第35条及び様式における項の不整合を修正するほか、個別修繕における現状にそぐわない手続きに関する定めを改めるため。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和4年1月21日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一



乙 千葉市中央区富士見二丁目5番15号
千葉YMCA・伊藤忠UCグループ
代表企業 一般財団法人千葉YMCA
代表理事 廣田 光司

